

平成27年5月12日

答申第526号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「受信機を持たない生活困窮者に対するNHKの支援策、考え方」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

放送受信契約は、放送法により「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」を対象としており、経済的な理由によりNHKの放送を受信できる設備を設置していない世帯に対するNHKの支援策はないため、開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年5月12日（第216回審議委員会）

第541号諮問、審議、答申